

東北工業大学

教職研究紀要

第4号

2019年3月

東北工業大学教職課程センター

目 次

新科目「工業概論」という試み －その位置づけ・狙い・内容－	萩野 元彦・片山 文雄..... 1
「教育方法学」における情報機器及び教材の活用に関する授業開発	萩野 元彦・中島 夏子..... 5
工業教育（工業高校）の質の向上を考える	萩野 元彦・鈴木 伸一.....11
本学教職課程履修学生の意識及びその変化 －「生徒・進路指導論」の体罰関連の授業を素材として－	渡邊 幸雄.....17
教員が知るべき法（1） －法における教員の三つの位置－	片山 文雄.....27
執筆者紹介（執筆順）	33
平成 30 年度教職課程センター活動実績	34
平成 30 年度学生サポートスタッフ活動報告	36
東北工業大学教職課程センター運営規程	39
東北工業大学教職課程センター「教職研究紀要」刊行規程	40

新科目「工業概論」という試み

－その位置づけ・狙い・内容－

On a New Course “Introduction to Industry” : Its Backgrounds, Aims and Contents

萩野 元彦・片山 文雄

HAGINO Motohiko and KATAYAMA Fumio

1. はじめに

東北工業大学では2019年度から新科目「工業概論」を開講する。これは主に教職課程を履修する学生のための科目であり、3年時後期に配置され、工業の「一般的包括的科目」の性格をもつ。本稿はこの科目を新設した背景、新科目の狙いと内容をごく簡潔に整理することで、これから実施される講義の方向性を明確化するものである。

2. 工業・工学の幅広さ

工業・工学と呼ばれる学問分野が対象とする領域は、よく知られているように、たいへん幅が広い。古代からつづく工学（ものづくりの科学）の長い歴史を追うことはとてもできないが、現代的工学の発展をきわめて概括的に一瞥するなら、土木、鉄道の発展をきっかけにして機械、そして建築の各工学分野が成立し、20世紀初めには電気工学、科学工学が生まれている（さらに近年では管理工学、システム工学、数理工学、生命工学などの新分野やクロスオーバー分野が次々に登場している）¹。本学の学部学科編成もこの多様性をある程度まで反映している。本学工学部には電気電子工学科、情報通信工学科、建築学科（2020年度より建築学部として独立・新設）、都市マネジメント学科、環境エネルギー工学科（2020年度より環境応用科学科として新設）の5学科が属している。またライフデザイン学部に属するクリエイティブデザイン学科（2020年度より産業デザイン学科に名称変更）、安全安心生活デザイン学科（2020年度より生活デザイン学科に名称変更）も工業・工学を主として教育・研究を

¹ 三輪修三『工学の歴史 機械工学を中心に』ちくま学芸文庫、2012、281頁。

行っている。本学の学生は、これらの学科のうち一つに所属し、それぞれの専門的分野の学習・研究を主としながら、工業・工学を学んでいるのである。

3. 工業・工学の一般的知識の必要性

たとえば本学が立地する宮城県の公立学校教員採用試験（高等学校・工業）では、専門共通問題として基礎的技術に関する問題が出題される。問題の難易度は決して高いわけではなく、工業高校で学ぶ内容である。しかし学生たちにとってはこれらの問題は準備に力を入れなければならない部分である。というのは、工学部と一口にいても学部学科ごとにそれぞれ専門的なカリキュラムが編成されており、機械、電気、情報通信、建築、土木などを包括する工業・工学の基礎的技術を学ぶ機会は必ずしも十分ではないからである。これは本学だけの事情ではない。

また、専門学科の採用試験は、工業関係高等学校の退職者数等によって、毎年実施されるものと実施されない学科があるため、工業の教員を目指す学生にとっては、自分の専門科目を変更して採用試験を受験する者もいる。

そこで、工業の教員免許状取得を目指す学生に照準して、基礎的レベルで工業・工学全体を振り返る科目が必要ではないか、さらに具体的には問題演習を中心に据え、工業・工学の問題を解く実践的な力を育てる科目が必要ではないかという認識が、教員・事務双方において共有されていった。

4. 「一般的包括的な内容」

別の背景事情も存在する。教育職員免許法施行規則²第5条表により、「工業」の普通免許状の授与を受けるためには、教科に関する科目として、「工業の関係科目」と「職業指導」との二つの科目区分に属する科目を、それぞれ一単位以上計二十単位を修得しなければならないとされる。また同規則第4条表備考第1号により、当該科目は一般的包括的な内容を含まなければならないとされる。

一般的包括的な内容とはどのような意味か。課程認定委員会による、課程認定審査の確認事項（平成13年7月9日課程認定委員会決定）によれば、「その科目の学問領域をおおまかに網羅するものであること、特定の領域に偏っていないものであることとし、学生の科目履修の際に一般的包括的な内容が担保されるものであること」とさ

² http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=329M50000080026

れている。

しかし先に述べたように、工業・工学の内容の幅の広さ、多様性を考慮すると、工業の一般的包括的な内容をどのように教育するかは容易ならざる課題といえる。他大学の例を見ると、工業の各分野に関する複数の必修科目をもって一般的包括的内容をカバーする、複数の選択必修科目によってカバーする、工業の複数の教員が数時間ずつ担当するいわゆるオムニバス講義によってカバーする（本学もかつてこの方式を採っていた）、など様々な方式が見られる。だが、それぞれ一長一短である。複数分野にまたがる必修科目を並べれば学生の負担は非常に大きくなるだろう。選択必修科目を複数用意すれば受講されない分野が出てくる恐れがあろう。オムニバス講義は教員間の連携が課題となりうるし、教員の関心に沿って講義が行われることで必ずしも一般的包括的とはいいいにくい内容になることもありうるであろう。この困難が、新科目の構想を具体化させるもう一つの背景事情となった。

5. 「工業概論」の狙いと内容

原理的に言えば、学生は、「工業」という免許状を取得する事になる。免許状から言えば、工業全体の知識や技能・技術を身に付けていると言う証明でもある。しかし、自分の専攻学科の学習内容が最優先の学生生活では、非常に困難なことである。そこで、工業高校の教員を目指す者としては、自分の専門以外の学科・科目の知識を浅く幅広く吸収することによって幅広い工業に対応することができるようになりたいものである。

新科目「工業概論」の狙いは、第一に、工業高校での学習内容を土台に据え、とくに問題演習を中心にすることで、工学の基礎を実践的に活用できるようなかたちで学ぶことである³。第二に、一つの科目によって「一般的包括的な内容」をできる限りカバーすることである。第三に、オムニバス講義ではなく一人の教員が担当することによって、講義の一貫性・包摂性を担保しようとするものである。このため、工業高校での教育経験の豊富なベテラン教員を担当教員とした。テキストとしては山下省蔵

³ 本学の教職課程において工業の普通免許状を取得する学生のうち、工業高校の出身者は半数以上を占めることが多い（母数が小さいので年によるばらつきが大きい）。しかし逆にいえば半数近くの学生は普通高校などの出身であり、工業の一般的基礎的知識を必ずしも習得していない。本科目のような内容がとくに必要であると判断した理由の一つである。なお本学入学者全体に占める工業高校出身者の割合は約2割である。

ほか『工業技術基礎』（実教出版）などの工業高校で用いられる教科書を採用した。

より具体的に、「工業概論」の各回の授業計画を挙げるなら、以下のとおりである。

- 第1回 人と技術、工具の基礎
- 第2回 製図法と測定法の基礎
- 第3回 材料の性質と加工法の基礎
- 第4回 機械加工の基礎
- 第5回 機械工作の基礎
- 第6回 電気回路の基礎
- 第7回 論理回路の基礎
- 第8回 コンピュータ制御の基礎
- 第9回 制御回路の基礎
- 第10回 化学工業の基礎
- 第11回 部材と力の基礎
- 第12回 測定の基礎
- 第13回 住宅の計画基礎
- 第14回 デザインの基礎
- 第15回 まとめと試験

このように、本講義は極めて幅広い工学・工業の内容を（きわめて概括的にはあるが）包括的にとらえ、問題演習を通じて幅広い問題に対処できる実践力を育成しようとするものなのである。

6. おわりに

新科目設置の背景、狙い、内容を簡単に紹介した。しかし本講義の実際の運営がどのようなになるか、工業・工学の習熟度に差がある学生たちがこの内容にどのように取り組み、どのような成果を上げるかは、2019年度から数年間の経緯を見なければ実際のところは分からない。しかし本稿が整理したような当科目の狙いを明確に認識し根本に据えることで、本科目をさらに適切かつ有益なものへとバージョンアップしていくことができるであろう。

「教育方法学」における情報機器及び 教材の活用に関する授業開発

How We Teach “Teaching Methods” Using ICT in the Teacher Education Course

萩野 元彦・中島 夏子

HAGINO Motohiko and NAKAJIMA Natsuko

1. はじめに

本稿は、「教育の方法及び技術」の領域を扱う科目における情報機器及び教材の活用に関する授業開発の事例を紹介することを目的とする。東北工業大学では「教育方法学」という名称で開講されている同科目であるが、教育職員免許法施行規則では、情報機器及び教材の活用を含むものとされている。

2018年度の「教育方法学」は集中講義の形式で実施され、第1回から第5回には教育の方法論、第6回から第9回目には教育の技術についてそれぞれ包括的に学ぶ計画となっている。そして第10回目から第14回目にかけて情報機器及び教材の活用について扱っている。前半の教育の方法論については、教育方法学を専門とする教員が担当し、第6回目以降は教員経験者であり、情報を専門とする萩野（筆者）が担当している。本稿は第10回から14回にかけて行った、情報機器及び教材の活用に関する授業を紹介するものである。

2. 授業実践紹介

2018年度の授業では、WORDを使った文章作成、EXCELを使った表計算、POWERPOINTを使ったプレゼンテーション、そしてインターネットを使った情報検索等の情報リテラシーを用いて、成績一覧表や学級通信の作成、教育方法に関する調べ学習とその発表を行わせた。

【図1】はエクセルの表計算機能を使って成績一覧表を作成させた際に使用した実習指導書である。生徒の成績の一覧から科目ごとの平均点や順位を算出したり、個人の成績表から科目のレーダーチャートを作成したりする課題を出した。

【図2】は上述の課題で算出した科目ごとの平均点等の情報を掲載した学級通信を

WORD で作成する課題の指導書である。EXCEL の表から見やすいグラフを作成し、WORD に貼り付けることができるかといった操作に関する知識・技能だけではなく、生徒の興味を引くような文章やレイアウトにできるかという点にも注意するように指導した。いずれの課題も、教員が配付資料を作成したり、成績評価をしたりする際には必ず行うものであり、実践的なものとなっている。こうした課題は、教員が詳細に説明をするよりも、具体的に作業を進める中で学生自らが試行錯誤をしながら学んでいく方が効果的であると筆者は考えている。そのため、学生一人ひとりがパソコンを使える e-ラーニング教室で授業を行い、【図1】のように具体的な方法を書いた実習指導書を見ながら各自が取り組めるようにした。

学生の所属学科や本人の得意分野としての経験、興味・関心の程度によって、進捗状況に必ず差が出るため、学生全員の取り組みを注意深く観察しながら、表の合計・平均等の基本的な関数処理が終了する頃を見計らって、数値を他のセルへ飛ばすことや、抽出する応用的な関数の意味を説明している。それでも遅れる学生には、個別指導をしている。また、【図2】のようなグラフ作成機能を利用して、いろいろな統計が一目でわかるように表現することの大切さを、実習を通して理解させている。

【図1】成績一覧表を作成する課題の実習指導書

教育方法学（集中講義）

【課題3】担任として「成績一覧表」を作成するための実習指導書

1. 成績一覧表の作成

① エクセルの横軸A～N、縦軸1～34に資料①のような表を作成する。（注意：担任名の2ヶ所は各自の氏名とし、年度は今年度の数値を使うこと。）

資料①														
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N
1				成績一覧表		2年A組		平成	年度前期	担任名				
2	No.	氏名	現代文	世界史	数学Ⅱ	化学	英語Ⅱ	体育	保健	情報の科学	合計	平均	順位	
3	1													
4	2													
5	3													
6	4													
7	5													
8	6													
9	7													
10	8													
11	9													
12	10													
13	11													
14	12													
15	13													
16	14													
17	15													
18		合計												
19		平均												
20														
21			判定表											
22		合計		320	400	480	560	640						
23		判定		E	D	C	B	A						
24														
25		番号入力												
26														
27														
28		平成	年度前期		番号									
29		科目名	現代文	世界史	数学Ⅱ	化学	英語Ⅱ	体育	保健	情報の科学	合計	平均	順位	判定
30		成績												
31														
32		担任所見										担任名		
33														
34														
35														
36														

番号・氏名の次のセルは「セルの結合」をする。

② B列の3～17に、「生徒名」をあいいうえお順に15名分入力する。（注意：男子7名なら女子8名とし、男子8名なら女子7名とする。）

③ C3～J17に各自、現実的な点数を入力する。（0とか100のみは不可とする。）

2. 縦横合計と平均・順位を求める

（注意：下表の生徒名、各科目の点数は実習指導書の例なのでコピーしないこと。）

成績一覧表														
		2年A組		平成	年度前期		担任名							
No.	氏名	現代文	世界史	数学Ⅱ	化学	英語Ⅱ	体育	保健	情報の科学	合計	平均	順位		
1	阿部一郎	75	85	63	92	77	64	70	76					
2	安藤浩	63	65	55	78	58	76	73	84					
3	上野美佳	80	90	75	88	75	68	55	70					
4	遠藤ひとみ	72	68	80	73	78	70	80	78					
5	尾形憲一	65	55	65	68	54	65	61	56					
6	加藤剛	46	50	58	60	52	73	55	45					
7	菊地翼	58	62	54	63	60	84	47	76					
8	近藤佳孝	88	78	85	92	84	85	77	84					
9	佐藤花子	94	90	84	96	90	85	94	88					
10	穴戸明美	68	72	64	73	68	55	65	62					
11	鈴木亜希子	77	68	71	69	50	65	84	68					
12	曽根二郎	52	60	58	53	55	75	65	50					
13	高橋宏則	48	51	45	55	42	55	68	46					
14	千葉乙女	85	77	82	80	84	75	92	85					
15	山田太郎	42	48	95	50	87	50	47	88					
	合計													
	平均													

【参考】 「合計」は =SUM（最初のセル，最後のセル）

① 横合計を求める・・・カーソルをK3にセットし、メニューの「オートΣ」をクリックすると「=SUM（C3：J3）」と表示されるので「Enterキー」を押す。

- 7 -

【図2】学級通信を作成する課題の実習指導書

教育方法学（集中講義）

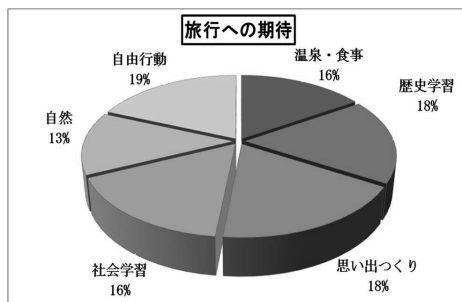
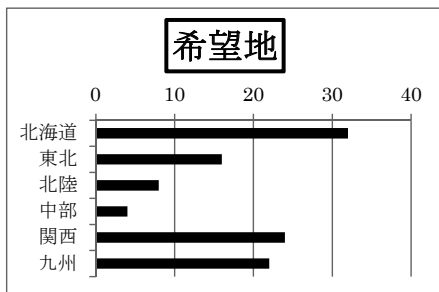
【課題4】課題3の「成績一覧表」と下記2の「クラス旅行のアンケート」を利用して、保護者・生徒に配布する「学級通信」を作成する。

1. 「成績一覧表」の各教科平均点を利用して、クラスの成績について、担任コメントを述べる。
2. クラス旅行のアンケートを利用して、横棒グラフで「希望地」を円グラフで「旅行への期待」を表示する。

① アンケート結果（複数回答）

希望地 北海道 32 東北 16 北陸 8 中部 4 関西 24 九州 22
 旅行への期待 温泉・食事 28 歴史学習 31 思い出づくり 32
 社会学習 29 自然 23 自由行動 33

- ② 希望地は横棒グラフで下表左のように表示。旅行への期待は下表右のように円グラフにする。
- ③ 結論として担任コメントを述べる。



3. A4用紙1枚に「学級通信」を編集し、印刷して提出する。ディスプレイ上で全員評価する。
 下表は例であって、各自のアイデアを十分発揮し、編集してください。

学 級 通 信

発行月日 担任名 など

1. 前回実施された考査の結果

2. クラス旅行アンケートの集計結果の分析

3. おわりに

今年度の授業の課題は、やはり ICT の技術の不足とそれに対する苦手意識である。そして、電気電子・通信系列と建築・土木系列の学生のコンピュータの使い方（処理・理解能力）には、若干の習熟度の差があったことである。学生たちは、基本的な関数処理は容易に行うが、応用的な関数処理となるとつまずく事が多くあった。授業では一つひとつの関数の意味を理解させることで、苦手意識を克服させるように心がけたが、関数処理は頻繁に使用しなければ身に付かないので、今後も機会を見つけて反復学習をする必要があるだろう。グラフ作成機能も数多くのメニューがあるので、課題解決に最適なグラフを選択する力を養わなければならない。

一方で、学生たちは、少しのヒントがあれば新しい知識を吸収することができることが分かった。そして、各自のセンスで、データとグラフをバランスよく配置し、誰が見ても内容がわかる資料を作成することができていた。そうして作られた全員の学級通信作品を、授業の中で評価し合った経験を今後に生かして欲しいと思う。

以上の授業としての課題の他、次年度以降は 2019 年度から適用される教職課程コアカリキュラムに向けた対応も必要である。情報機器及び教材の活用に関しては、「情報機器を活用した効果的な授業や情報活用能力の育成を視野に入れた適切な教材の作成・活用に関する基礎的な能力を身に付ける」ことが一般目標として設定された。そして、その到達目標として、「子供たちの興味・関心を高めたり課題を明確につかませたり学習内容を的確にまとめさせたりするために、情報機器を活用して効果的に教材等を作成・提示することができる」ことと「子供たちの情報活用能力（情報モラルを含む）を育成するための指導法を理解している」ことが設定された。これらの目標は、高木（2018）が述べている通り、「情報機器そのものの操作を対象とするのではなく、「活用した教材等の作成・提示」ということに意味がある」【1】ため、今まで以上に、情報機器を使うことによってどのような教材を作成・提示し、その事によってどのように教育の充実を図るのかという事に留意して授業をする必要がある。その際、近年の学校において導入が進められている、タブレット端末や電子黒板等を用いた授業等も視野に入れて、教えていく必要があるだろう。これらの年々高度になっていく ICT に関する知識や技能を、基本的な ICT 技術でさえも習熟に差のある学生に対して、どのように教えていくのかを今後の課題としたい。

参考文献

- 【1】高木展朗（2018）「第13章 教育の方法と技術」、横須賀薫監修、渋谷治美・坂越正樹編著『教職課程コアカリキュラム』 p.131.

工業教育（工業高校）の質の向上を考える

Improvement of Quality in Industry Education (at Technical High School)

萩野 元彦・鈴木 伸一

HAGINO Motohiko and SUZUKI Shin-ichi

1 はじめに

2030 年以降わが国は、経済や地域社会などが縮小して労働力人口の確保が困難になると予想されている。少子高齢化の流れに歯止めをかけ、誰もが活躍できる「一億総活躍社会」の実現に向けて各分野での取り組みが進んでいる。工業立国である日本にとってその裾野を支える人材を育成する使命はますます高まってきている。少子化の中一人ひとりの力を高めていく工業教育（工業高校）の質の向上について考えてみる。

2 人材育成と学力向上について

平成 25 年 1 月の中央教育審議会初等中等教育分科会高等学校分科会で「職業との関連が深く実質的な教育を行う専門高校においても、変化に対応するため、生涯にわたって自ら学んでいくうえで必要となる学力やそれぞれの職業分野での基盤を確実に身につけさせることがますます重要になっている」と記されている。また、工業製品や製造技術の規格化・標準化はますますグローバル化され、工業技術者も世界で通用する技術を身につけていくことは、わが国のものづくり基盤を確かなものにするためにも必要な資質となっている。そのため、産業構造の変化や技術の革新に柔軟に対応できる人材を育成するとともに、政治・経済・文化をはじめとする社会のあらゆる領域で、重要性を増す「知識基盤社会」に対応する基礎学力の向上を目指して教育活動に取り組むことが望まれている。

3 現状と課題

(1) 専門高校への進学の実況と課題

高等学校への進学率は、全国平均 98.4%（平成 26 年 3 月中学校卒業生）と高い水準を占めているなかで、専門高校と普通高校の割合は 4 対 6 と専門高校への進学率が低く、専門高校卒業後の進路は多様化している。基礎学力、適正、興味、関心、専門教科に関する基礎的な知識を保持し、ものづくりに興味・関心があり、目的意識を持った生徒の確保が重要である。しかし、現実には大変な事である。

(2) 入学する生徒の実況と課題

入学する生徒の実態も多様化し、目的意識が高い生徒が入学している一方では、基礎学力が不足したり、学習意欲が低下している生徒がいる。また、不登校などの問題を抱える生徒が増加している。さらに、家庭学習時間については、時間を確保できても、「学習方法が分からない」「家では集中できない」「計画を立てても長続きしない」と考える生徒が多く、うまく取り組めていないのが現状である。

(3) 卒業時における実況と課題

非正規雇用者の増加が社会問題になっている中、高卒者に対する求人状況は、近年増加の傾向にあり、新規卒業者の就職内定率は上昇している。なかでも工業科は、普通科や他の専門学科に比べて就職内定率は高い。また、大学進学希望者も約 3 割おり、進学率が高まっているので、進学希望者に対する外国語や理数系科目の指導の充実などの対策が必要であると考ええる。

(4) 先端技術、グローバル化への対応

工業高校においては、基礎的な技能・技術の習得にとどまらず、先端技術が学べる設備の充実が必要である。しかし、財政状況が厳しい昨今、最新の設備を整えることは困難な状況である。

一方では、いろいろな場面でグローバル化への対応が必要となっている。例えば、近年工業高校卒業生の英文による卒業証明書等の申請が増えている。このことは、卒業生の海外企業への就職や海外への転勤等が増加していることを意味していると考えられる。また、国内の企業に就職した場合でも、職場で外国籍の人と共に働く機会も増加している。このことから、在学中から産業のグローバル化に対応でき、国の内外で活躍できる職業人の育成に取り組まなくてはならないと考える。

4 工業高校での取り組み

工業高校として、これからの教育施策を見据えた教育活動の実施にあたり、（１）ともに学びあう学校教育、（２）魅力ある取り組みについて、具体的に述べる。

（１）ともに学びあう学校教育

- 学力向上に向けた教育の推進
- 豊かな人間性と社会性の育成
- 協働、連携による教育の推進

高校教育をめぐる現状とこれまでの取り組み、高校教育の質の確保・向上に関する課題・基本的考え方、その中でも工業高校の役割、工業高校で身につける力、言語活動の充実、地域産業に密着した教育が肝要である。その中で幅広い学習ニーズに対応する多様で柔軟な教育の展開の中で専門高校においても新たな時代の要請にこたえられる教育の推進が求められている。

（２）魅力ある取り組み

- 将来のスペシャリストの育成
- 地域産業を担う人材育成
- 人間性豊かな職業人の育成

専門高校を取り巻く状況は、日々変化し専門高校に求められる役割として、産業に寄与する人材や貢献する人材の育成がある。また、まち・ひと・しごと創生総合戦略を見ても工業高校は、今後も社会に役立つ人材を育てていくこと、地域に根ざした工業高校であるという事をより明確にし、取り組んでいく必要があることを強く感じる。

5 工業高校生に身に付けさせる力

社会の一員として身につけさせるべき力として、（１）専門科目を学ぶ上での基礎的・基本的な力、（２）技術者として応用できる力、（３）社会で活躍できる力が考えられる。実態に合わせた取り組みの具体例を述べる。

（１）専門科目を学ぶ上での基礎的・基本的な力

- 基礎学力の向上
- 基本的な技術・技能の習得

工業高校に入学する生徒の基礎学力の状況には普通科と比較して大きな差がある。そのため、基礎学力をはじめとする、専門科目を学ぶために必要な力を「専門科目を学ぶ上での基礎的・基本的な力」とし、普通科目の基礎学力向上を目指す取り組みが

必要と考える。そして、学力向上に向けた補習や教育課程編成の工夫、さらに授業展開の工夫・改善と実技指導の工夫・改善も必要と考える。

(2) 技術者として応用できる力

○技術・技能を生かした問題解決能力

○資格取得を通じた専門教育の深化

自ら課題を発見し、自ら学び、考え、主体的に判断、行動し、よりよく問題を解決する「生きる力」の育成が目標である。そして、基礎・基本を踏まえ、専門領域を広げ、発展させた、より実践的な知識・技術・技能、すなわち、「技術者として応用できる力」を習得させる必要がある。また、課題研究や各実習等において提起される課題を解決することを通して専門的な知識や技術を育み、資格取得を目指すことで、実践的な技術力を身につけさせることが有効である。さらに深く専門教科を学ばせ、各種コンテストや競技会、教員の技術力向上の研修会の活用なども効果的であると考えられる。

(3) 社会で活躍できる力

○コミュニケーション能力

○社会に対する興味・関心、意欲・態度

「社会で活躍できる力」とは、社会的に自立し、卒業後に工業高校で学んだ知識、技術及び技能を社会で生かして、社会に貢献できる人材となるための力である。キャリア教育を通して、将来を見据えた人生設計をするとともに、変化の激しい社会の中で生き抜く力を養うことが必要である。そのためには、自らの考えをまとめ伝える技術が求められる。社会で通用するコミュニケーションは必要不可欠なものであり、グローバル社会を踏まえ、外国語をはじめ国内外文化や習慣に対応できることが要求される。

6 今後の具体的な方策

これまで述べた具体的な方策を関連付けると、今後の必要な考え方を、下記のようにまとめる事が出来る。

○組織的な授業改善

○言語活動の充実

○体験活動・キャリア教育への取り組み

○技能・技術の習得

授業の質と量の改善を行い、年間計画を教科全体で検討し、普通教科と専門教科の

基礎・基本をしっかりと学ばせる。そして、学科を越えたテスト問題の共通化や学力スタンダードや技能スタンダードに取り組み、コミュニケーション能力とプレゼンテーション能力を身につけさせる。また、インターンシップやデュアルシステムの体験・経験をさせることによって生徒が成長する姿を見守ること、OJTにより教員の資質の向上を目指すことも必要と考える。

7 おわりに

現在、全国の都道府県教育委員会では、工業高校の質の向上の充実に取り組んでいる。それに応えるように、景気の回復、向上とともに専門高校への期待は高まってきている。そのため、工業高校生に身につけさせるべき力を生徒の実態に合わせて養成する取り組みが急務と考える。「ものづくりは人づくり」と言われるように、教育現場が知恵を出し合い、地域を担う人材育成に向け、「教育の質の保証」の取り組みによって工業高校への期待や信頼を得るとともに工業教育の発展に繋がることを願うものである。

参考文献

平成 25 年 1 月

文部科学省 中央教育審議会初等中等教育分科会高等学校教育部会

平成 26 年 12 月 27 日 閣議決定内容

平成 28 年 工業教育 1 月号・11 月号

本学教職課程履修学生の意識及びその変化

－「生徒・進路指導論」の体罰関連の授業を素材として－

Changes in Student Attitudes toward Physical Punishment

渡邊 幸雄

WATANABE Yukio

1 はじめに

世の中の動きに連動するような形で、学校現場においてここ数年でいろいろなことが大きく変わっているが、その一つとして体罰に関する意識もあげられよう。もちろん、教師による生徒への体罰については、学校教育法第11条に「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、監督庁の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。但し、体罰を加えることはできない。」と規定されており、これは、子どもの権利条約の精神にも繋がるものであり、いわば自明の精神でもあるが、学校教育の場において、しっかりと守られていたかという点、そうはいえない状況もあった。

しかし、2012年12月の大阪市立桜宮高等学校バスケットボール部の事件等を契機に、体罰に対する拒否反応が全国で高まり、行政の施策や学校での取り組みも強化された。現在、時として守られない場合も散見されるが、ここ数年で大きく変わったことは疑いないであろう。

体罰を授業内容として直接取り上げる「生徒・進路指導論」を、本学では2学年の前期に配置している。今年度学んだ学生が中学生のときに、この問題に対する大きな転機があったことになる。このような時代に育ってきた将来教員を目指す学生に、体罰の問題をどのように指導し、また、学生がどのように考察したか、今年度の授業を例に報告する。また、この体罰の指導事例については、平成23(2011)年度の同じく2学年の前期授業を素材に、以前の紀要において当時の佐藤三之客員教授も取り上げている。その間の学生の意識の変化についてもあわせて記述する。なお、学生の提出物の中からいくつか紹介してあるが、掲載したものはすべて当該学生に了解を得ているものである。

2 「生徒・進路指導論」の中での展開

この「生徒・進路指導論」では、生徒指導及び進路指導の課題を切実なものとして捉えるためには、現実的な視点が大切であるという考えから、具体的な事柄を取り上げることに多くの時間を割いている。すなわち、「不登校」「いじめ問題」「校則と体罰」「ネット関連の問題」「児童虐待」にそれぞれ1コマ分を当てている。

授業の最初の3回目までに、「生徒指導の意義」「生徒理解、生徒指導の方法」「青年期の特性」と概括的なことを講義する一方で、学生を5グループに編成し、上記の5つのテーマを割り当て、グループ毎に打合せの時間もとっている。4回目はほとんど発表の準備にあてており、5回目から学生の発表となる。したがって、「校則と体罰」については、7回目で取り上げている。

学生たちの発表の内容は、その分野に関連する体験や意見・考え等を表明したり、書籍、インターネット等で調べたことを発表したりというものである。時間にして約15分で、その後、そのテーマについて講義で補足し、最後に授業を踏まえてそのテーマに関する課題等を考察するという展開である。

さて、この回に学生の作成したパワーポイントスライドであるが、スライドの6枚のタイトルは「懲戒とは」「体罰の定義」「体罰の具体例」「認められる懲戒の例」「体罰の件数」「考えられる解決策」であった。「体罰の件数」では、2012年度に比べて2015年度には大きく減っていることも示されていた。

それを受けての講義では、まず「1 体罰禁止規定」で学校教育法第11条と「懲戒」について再度確認するとともに、「法的効果を伴う懲戒」と「法的効果を伴わない懲戒」があり、学校現場で通常行われているのは、後者であることを説明した。続いて、「2 体罰の現状」で、禁止規定があるにも関わらず、「体罰」が存在している現状、ただし、保護者や社会の意識の変化もあり、現在は、「体罰」に対して非常に厳しくなっていることを指摘した。そのような変化に対して大きな影響を与えた事件・事例も合わせて説明した。

また、例として宮城県教育委員会の体罰関連の資料も紹介した。平成25(2013)年4月に開催された第840回宮城県教育委員会臨時会 教育長報告「体罰に関する実態調査の結果について」である。調査対象期間は2012年度中、調査対象校は、県立及び市町村立の小・中・高等学校及び特別支援学校（通信制及び仙台市立学校を除く）で計534校（県立学校91校、市町村立学校443校（小297、中144、高2））である。

事例や取組について説明した際に、高校においては部活動中に多く発生していることについても触れた。また、この資料の中には、「体罰防止のためのセルフチェックシート」もあり、実際に学生も回答して自己を分析した。

最後に「3 生徒指導提要では」で、提要においてはどのように記載されているかを確認し、合わせて校則と懲戒についても確認した。

この回の授業の最後に学生に与えた課題は、「残念ながら体罰を根絶できていない理由について、あなたの考えを書きなさい。また、教員になったとして、この問題にどのように向き合っていくか、併せて記載しなさい。」であった。毎回であるが、学生の記述のうちのいくつかは、次の授業までにプリントにして紹介し共有している。この際、匿名希望の場合は、匿名で紹介している。

3 今年度「生徒・進路指導論提出物」に見る学生の体罰についての意識

様々な意見が寄せられたが、いくつか類型がある。まず根絶できていない理由については大きく3つにまとめられよう。以下、学生の記述から一部を引用する。

①（理由）教員の指導方法は教員自身が実際に受けてきた指導によるところが大きい

- ・「教員の指導方法は教員自身が実際に受けてきた指導によるところが大きい。教師という職に就き、なまじ成功しているからか、自身の受けた指導が正しいものだと誤認してしまうのかもしれない。体罰をすること、生徒に手をあげることは自身の指導力が不足していることのあらわれでもある。言葉で伝えられないから体罰というてっとり早い方法に頼ってしまうのかもしれない。」
- ・「私たちよりも上の世代の方たちの時代では、体罰が体罰と認識されず指導と認識される中、教育されてきた。最近体罰と騒がれるようになって問題視されているが、正直なところあまり問題と思ってないのが現状ではないだろうか。」
- ・「現在教員として働いている人のほとんどが体罰による指導を受けてきたからではないだろうか。自分が学生だった時代には体罰は一般的で何の問題もなかった（違法には変わりはないが）、だが、社会の考え方が変わり、問題としてとりあげられるようになって、それぞれの「指導」としているものをすぐに変えるのは難しいだろう。」

②（理由）懲戒と体罰の境界が定まっていない

- ・「生徒の規律を正すための懲戒と体罰の境界が定まっていないことが挙げられる。」
- ・「体罰を行う教師は、教育をしている感覚であるため、その行為を体罰として認識していない可能性がある。そのために体罰は根絶できないのではないか。」

③（理由）教職員が黙認

- ・「おそらく、事が大事になるのを学校側がさけるため、教職員が黙認していることが大きいと思う。（中略）内部告発もしにくいのではないだろうか。」
- ・「同僚が体罰をやっていて黙認しているという話があった。そこを見つめなおしていき、教員同士が「だめなものはだめ」と言える環境作りをする必要があると考えた。」

どのように向き合っていくかについては、多くが決意やあるべき姿を記載していた。

④（決意）暴力を正当化してはならない

- ・「体罰は、「生徒のための愛の鞭」ではなく、「自己中心的な暴力」であり、完全な犯罪である。人を育てるための「教育」という世界においては、生徒の手本となるような「先生」による暴力を正当化してはならない。私が教員になったとして、体罰の一側面でも認可するようなことは絶対にない。」
- ・「感情的になってしまうことは、だれにでもあることであるが、どこで暴力を行使してしまうか、暴力以外のものでも自分も生徒も納得できるようにするかというのは、教育者の本質が表になる部分であると考えられる。」
- ・「体罰をしたら成績が伸びて成果がでるという理由は少なく、教師自身のイライラ、生徒に対する不満より暴力をふるってしまうと思います。生徒にイライラしてしまうときはあるかもしれないが、大人であるのだから手をだすのではなく、心に秘めるべきであると考えます。教師自身が自分の中にためるのではなく、その問題状況下での別の解決策はないかを模索するべきであると考えます。」

一方で、「体罰」の問題に対する難しさを記載したものもあった。

⑤（迷い）なかなか解決できない

- ・「暴力をするのはもちろん良くないが、注意しただけでは言うことを聞いてくれない生徒にはどうすればいいのか。どう対策すればいいかわからないと思うと、この問題はなかなか解決できないと考えられる。」
- ・「非行に走る生徒に対して口で言っても生活態度が治らない場合が多く、力で生徒をおさえる体罰をしてしまうのではないかと思う。私が中学の時、学年があれていて生徒の非行に対して体罰で解決しているように見えた。」

4 7年前との比較と考察

2016年の紀要論文、佐藤三之・渡邊幸雄「教職課程科目「生徒・進路指導論」の

指導事例－教師による生徒への体罰についての指導から－」でも、体罰に対する学生の意見を取り上げた。上記の「理由」や「決意」、そして「迷い」には、この論文で取り上げた7年前の学生のレポートにも同じようなものもある。ただ、その間に、象徴的な事件も起き、世の中の状況は確実に変わった。意見の傾向やさらには、記載された内容から本学学生の意識の変化について比較していく。

4－1 平成23（2011）年度における学生の意識

以前の紀要で取り上げた素材は、平成23（2011）年前期2学年の「生徒・進路指導」の授業であった。全15コマ中13コマ目の授業で、タイトルは「問題行動と指導の在り方、生徒の懲戒と体罰問題」となっており、講義後に提出された36名分のレポートを内容から3つのタイプに分類している。以下、以前の紀要から引用する。

「1つ目のタイプ「体罰は容認できない」が10名（27.8%）、2つ目のタイプ「条件付き容認」が19名（52.8%）、3つ目のタイプ「どちらともいえない（どちらとも判断できない）」が7名（19.4%）であった。」

「2つ目のタイプ「条件付き容認」とした意見にも、「条件付き」の部分には、1つ目のタイプの意見と同様に指導の影響が感じ取れる。それにもかかわらず、受講学生の半数を超える52.8%が「体罰容認」とする意識は何によるものであろうか。

レポートから読み取れることとして、一つは、学生自身の小・中・高校での体験から来ていることがある。学校現場の実態として、人の言うことを全く聞き入れず理不尽とも思われる振る舞いで教員や周囲の子ども達を悩ませている存在があるということである。そうしたケースでは、体罰しか方法がないという意識を正当化しがちである。

二つ目として、部活動で運動部に所属した経験を有する学生が持ちやすい意見である。すなわち、スポーツ根性主義の現場に見られる体罰とも思われる熱血指導の効果を体験したことから来る意識である。

学生自らの体験に基づいて形成された考えや身についた意識を容易に変えることはできないということ痛感させられた。」

4－2 平成30（2018）年度における学生の意識

今年度の「生徒・進路指導」で体罰を扱った授業時の学生の意見については、「3 今年度「生徒・進路指導論提出物」に見る学生の体罰についての意識」で示したところであるが、もう少し定量的なことも含めてこの問題について調べることにし、2学年後期に開講している「特別活動の指導」の中で、学生にアンケート調査をした。設問は、以下の通りである。なお、2学年後期の時点での履修者は20名である。

【質問項目】

①体罰についての質問です。受講前、受講後の考えを選んで（ ）に記入してください。

「生徒指導論」受講前 （ ）

ア 一般的にはいけないことだが、場合によっては、やむを得ないことだと思っていた。

イ どのような場合でも絶対に許されないことだと思っていた。

ウ その他（「その他」の場合 どう思っていましたか？）

（※ 「受講後」は、文末の「いた」が「いる」となっていることを除いて文面は同じ）

結果は、（受講前）ア：7名（35%）、イ：13名（65%）、ウ：0名（0%）

（受講後）ア：7名（35%）、イ：12名（60%）、ウ：1名（5%）

受講前、後と合計では、ほとんど変動はないが、ア→イ、イ→ア、イ→ウと変化した回答者がそれぞれ1名ずついる。その自由記述欄を見ると

ア→イ：「体罰は絶対にいけないものだと分かった。」

イ→ア：「時代背景によるのではないか。」

イ→ウ：「体罰自体は悪いことではあるが、教員が体罰をするような環境を作ってしまうのも悪いと感じた。」のような記述がある。

そのほかにも、それぞれが意見を記載していたが、多くは3と重複するので割愛する。

4-3 7年前との比較と考察

7年前は、記載された内容から判断したものであり、今回は、あてはまる記号で回答するという点に違いがあるなど、同じ条件ではないのだが、比較してみると特徴的なことがいくつか言える。

① 授業の前後で、考えや意識が変わることはあまりない。

授業の前後で、考えや意識が変わることはあまりないようである。今回も上記3名の異動があったが、多くは変えていないと言えよう。これは、4-1で引用した佐藤客員教授（当時）の記載にもある。

② 「体罰は容認できない」が大きく増えている。

7年前に比べ、イの「体罰は容認できない」が大きく増えており（27.8%→60%）、アの「条件付容認」（52.8%→35%）を大きく上回っている。これは、やはり、社会の変化、そしてそれに伴っての意識の変化が大きいと思われる。実際に、「生徒に対して先生がしっかり向き合おうとせずに、簡単な方法で解決しようとするから体罰などが生まれるのだと考える。（中略）生徒と向き合い、一人一人の生徒の気持ちを考え、行動できる教員になりたいと考える。」などに代表されるように、学生の意識は、社会の意識の変化を敏感に写しているものと思われる。

また、体罰そのものも、学校現場で少なくなってきたおり、それを見聞きすることが減っていることも影響しているものと思われる。本学では、2学年で工業高校の見学、3学年で同じ法人の私立高校での一日実習を行っており、生徒指導関係の講話もプログラムの中にある。講話を聴いてみて、生徒指導で課題になっていることも以前とは違うし、対応（指導）も変わってきていると実感することが多い。SNS関連が最大の問題であり、指導についても、いわゆる生徒を抑えてという指導ではなくなってきた。

③ 体罰を容認しない方向に進んでいる。

アの「条件付容認」の中には、「適切な対応がいまいち分からない。ケースによって対応が変わる為、曖昧である。」のように、体罰がいけないことはわかるが、それではどうしたら良いかわからないという、7年前で言えば「どちらとも判断できない」という回答も少なくない。

さらに、イの「体罰は容認できない」中には、「言葉の暴力の体罰に含まれることを耳にするので、教員になったら発言にも十分気をつけて指導する必要がある。」というように、物理的なもの以外にも、留意すべきことを指摘する意見も見られた。このように、今後も時間はかかるだろうが、体罰・暴力を容認しない方向に着実に進んでいると言えよう。

4-4 部活動との関連

体罰に関する講義の中で、中学校、高校においては、部活動の場面において体罰が発生していることにも言及した。前述した宮城県教育委員会の資料では、平成24（2012）年度を対象とした調査によると、中学校での発生件数34件中、部活動時14件（41%）、高校の発生件数28件中、部活動時19件（68%）にのぼっている。

また、以前の紀要の中で、佐藤客員教授（当時）も「体罰を容認する」意識が何によるものか、「4-1 平成23（2011）年度における学生の意識」において示したよ

うに、学生のレポートから読み取れることの一つとして、部活動での体験を考察している。

そのようなこともあり、今回、部活動に対する姿勢との関連がみられるか、次の質問項目を設け調査してみた。

【質問項目】

②部活動についての質問です。受講前、受講後の考えを選んで（ ）に記入してください。教員になったとして

ア 部活動の指導をするのにやりがいを感じており、積極的に関わっていきたいと思っている。

イ 部活動の意義は認めるが、自分が指導するにあたっては不安（心配）の方が大きく、正直憂鬱な気分も感じている。

ウ その他（「その他」の場合どう思っていますか？）

この質問も、「受講前」、「受講後」でとっているのだが、ここでは、「受講後」のみの結果を記す。ここでの回答は、部活動指導について、いわば、アは「積極的」、イは「不安（心配）」というところであろう。

結果は、アの「積極的」：4名（20%）、イの「不安」：14名（70%）、ウの「その他」2名（10%）という結果であった。さらに②の「部活動」で、ア「積極的」と回答した4名は①の体罰については、ア「条件付容認」：1名、イ「容認できない」：3名となっており、イ「不安（心配）」と回答した14名は、体罰については、ア「条件付き容認」：6名、イ「容認できない」：7名、ウ「その他」1名、さらに②の「部活動」でウ「その他」と回答した2名は、両名とも「容認できない」という状況であった。この結果からは、ほとんど相関は見えない。

もちろん、直接的に体罰と部活動について聞いているわけでもなく、ここから何が言えるかというのは難しい。社会的に関心を集めた体罰の事例は部活動に関連したものが多し、ストーリーとしてもわかりやすいが、「部活動に積極的であろうとする」とことと「条件付きで体罰容認する」とことについては、少なくとも本学の現在の学生の意識の上では結び付けられない。

5 おわりに

体罰については、以前の紀要でも、「自らの指導のねらいとして、すべての受講生に、体罰を容認する意識を持つことは少しも許されないといった徹底した指導をしようと

いう意図はなく、生徒指導（教育）の本質、人が人を教育するという営みの本当の意味をよく考えながら教育を行わなければならないとの思いを伝えることを第一として押さえている。」と佐藤客員教授（当時）が論じている。まさに、私自身も同じ気持ちで授業を行っている。

「3 今年度「生徒・進路指導論提出物」に見る学生の体罰についての意識」の「⑤（迷い）なかなか解決できない」に分類されるであろうが、「体罰は、生徒個人の情が入ってしまう為に起こると考える。（中略）対策としては、生徒とある程度の距離を取ることが考えられるが、それは私の教員の理想とはかけ離れている。」と記した学生がいた。その気持ちは十分にわかるが、「熱い気持ちを持ち」ながらも「冷静に対処する」ことを忘れないという視点を、今後一層強調していきたい。

さて、「4-4 部活動との関連」で、部活動に関わる意識の一端を紹介したが、「受講前」「受講後」で少し留意したいことがあった。それは、「質問項目」で、アの「積極的に」が「受講前」の7名から、「受講後」に4名に減っているということである。すなわち、「不安（心配）」が多くなっていることに留意したい。たしかに部活動については、学習指導要領等での位置づけや、望ましい部活動の指導などを講義するとともに、部活動の課題についても考える時間をとった。保護者対応や部活動指導に不安をいだいている学生も少なくない印象を持ったが、それが数字に表れたということであろうか。

これは、部活動指導も含めて、教員の勤務についてブラックな部分に対する社会的関心が高まってきていることが影響しているものと思われる。教員の勤務について、改善されていかなければならないことが多いことも事実であり、基本的に良い方向だと思う。ただ、いたずらに不安だけが先行しないように、前述の学校現場の見学の機会等も活用して、様々な教師像を正しく伝えていくことの重要性を今回の調査を通して、再確認したところである。

今回の調査については、なによりも、授業がどのように受講者に受けとめられているかを知る良い機会となった。新たな課題も見えてきたが、今後もこのような機会を設けて、授業の構成、改善に役立てていきたい。

参考文献

東北工業大学 教職研究紀要 創刊号（2016）

佐藤三之他 教職課程科目「生徒・進路指導論」の指導事例

－教師による生徒への体罰についての指導から－

第840回宮城県教育委員会臨時会 教育長報告
体罰に関する実態調査の結果について（2013）

<https://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/250016.pdf>

教員が知るべき法（1）

法における教員の三つの位置

Suggestions on Law Studies in Teacher Education Course (1)
:Three Roles of the Teacher according to the Japanese Law System

片山 文雄

KATAYAMA Fumio

1. はじめに

日本の教育はさまざまな法によって複雑に規律されている。主に教育を規律するための法を「教育法規」と呼ぶ。教育法規はここ 20 年ほど、極めて大きな変化にさらされてきた。2006 年の教育基本法の全面改正を筆頭に、学校教育法・地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）・教育職員免許法・学校保健法・社会教育法などの続けざまの改正により、教育に携わる者を取り囲む環境は一変した。

とくに学校教育についていえば、上記の諸ルールが変わっただけでなく、学校現場におけるさまざまなトラブルが裁判に持ち込まれ、学校教育の実態が法の裁きにさらされることも近年目立つようになった。学校教育の「法化 legalization」に適切に対処することは教育の現代的課題のひとつといえる¹。教員は、日々の業務のルールを確認するという意味でも、トラブルに適切に対処し自らの身を守るという意味でも、さまざまな教育法規を知る必要がある。

しかし教員にとって法の重要性はそれにとどまらない。教育法規の根底をなす諸規定が日本国憲法に、また教員の労働環境についての重要な規定が教育公務員特例法をはじめとする労働法に、それぞれ存在する。

本稿は、さまざまな教育関係法を三つに整理して紹介し、それらにおける教員の位置づけを確認することで、教員養成課程においてどのような法教育を、どのような方法で行うべきかを検討する準備作業を行うものである。

¹ 最近の検討例として、佐藤伸彦「法教育に対する『法化』論の射程」、『社会システム研究』（立命館大学）2017 年。

もう一点前置きを付け加えておこう。2010 年度から導入され教員養成課程で多様な実践が続いている「教職実践演習」の内容について、文部科学省は以下の四点を含めることが妥当だとした²。①使命感や責任感、教育的愛情に関する事項、②社会性や対人関係能力に関する事項、③生徒理解や学級経営に関する事項、④教科内容の指導力に関する事項、である。これらには各種の法教育に関する内容が含まれうると考えられる。すなわち、①に関して、日本国憲法や教育基本法が教員組織全体としての使命を規定するし、②とくに社会性に関して、学校組織の一員としての教員の適切な役割を規律するのは種々の教育法規である。そして③とくに学級経営にとっても、問題解決のツールとしての法の理解が重要になる。教育現場にとって有用な(広義での)法教育を行うことはこれからの教員養成における課題のひとつではないかと思われる。

2. 教育法規からみた教員³

一般に「教育法規」と言われるものには、以下のようなさまざまな法が含まれる。

最も重要とされるものが教育基本法である。最高裁によれば「憲法において教育のあり方の基本を定めることに代えて、わが国の教育及び教育制度全体を通じる基本理念と基本原理を宣明することを目的として制定された」法律であり、「戦後のわが国の政治、社会、文化の各方面における諸改革中最も重要な問題の一つとされていた教育の根本的改革を目途として制定された諸立法の中で中心的地位を占める法律」である(旭川学力テスト事件。最大判昭和 51・5・21 刑集 30 巻 5 号 615 頁)。その第一条は教育の目的を「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」とする。

学校教育に関して中心的な法律は学校教育法である。ここでいう学校とは「幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校」(第 1 条)であり、これらを設置できるのは国、地方公共団体、私立学校法が規定する学校法人である(第 2 条)。学校を構成するのは校長・副校長・教頭・

² 文部科学省「教職実践演習(仮称)について」

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/attach/1337016.htm

³ 教育法規のテキストブックは多いが、わかりやすいものとして例えば、坂田仰・河内祥子・黒川雅子『新訂第 3 版 図解・表解 教育法規』教育開発研究所、2017 年。古川治・今西幸蔵・五百住満『教師のための教育法規・教育行政入門』ミネルヴァ書房、2018 年。

指導教諭・教諭・養護教諭・栄養教諭・司書教諭・事務職員などの構成員であり（第37条1項、2項ほか）、それぞれの職務が詳細に定められている。教育職員の免許については教育職員免許法が規定する。また学校教育法の具体化・実行のための詳細な規定として学校教育法施行令などの政令が定められている。

地教行法は「教育委員会の設置、学校その他の教育機関の職員の身分取扱その他地方公共団体における教育行政の組織及び運営の基本」に関する法である（第1条）。それぞれの教育委員会が制定する行政立法として学校管理規則がある。

私立学校については私立学校法があり、私学行政を知事部局の担当とすることによって私学の自律性を保障しようとしている点が特徴的である（第4条）。

学校教育について専ら規律するこれらの法のほかにも、教育の奨励に関する法（就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律、独立行政法人日本学生支援機構、理科教育振興法など）、学校保健・環境などに関する法（学校保健安全法、学校給食法、食育基本法、環境基本法など）、教育福祉に関する法（生活保護法、児童福祉法、障害者基本法など）など膨大な法が整備されており、教育はこれらの教育法規の複雑な規定に従って運営されている⁴。

公立学校の教員は勤労者としては地方公務員（一般職）の身分とされ、地方公務員法の適用を受ける。地方公務員として「全体の奉仕者として公共の利益のために勤務」（地方公務員法第30条）、「法令等及び上司の職務上の命令に従う」（同第31条）、「信用失墜行為の禁止」（同第32条）、「政治的行為の制限」（同第36条）などに従う義務を負う。それと同時に、その特殊性を考慮して、教育公務員特例法（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法）によっても重層的に規律され、教育公務員という特別な位置づけを与えられる（特例法第2条）。教員は、地方公務員としての義務と複雑な教育法規とに同時に規律され、学校という組織の一員として「教育をつかさどる」（学校教育法37条11項）のである。

3. 憲法からみた教員

教育基本法の前文が「日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図る」と述べるように、日本の教育は日本国憲法にその土台を置く。とくに重要なのは第26条「教育を受ける権利」である。現在の通説に

⁴ 志田陽子編著『【合格水準】教職のための憲法』法律文化社、2017年、第9章とくにコラム9-1を参照。

よれば、この権利は複合的権利である。すなわち、教育を受ける子どもたちの人間の成長発展の権利つまり学習権（自由権的側面）と、それを実現するための国家による教育への経済的配慮・支援（社会権的側面⁵）との両面を兼ね備えた権利だとされるのである⁶。

子どもには学習権があり、それを根本にすえて教育を設計し運営しなければならないというこの考え方は国際的に共有され発展してきた。代表的なものとしてユネスコの「学習権宣言」（1985年採択）が挙げられる⁷。この宣言は学習権 The Rights to learn を定義して「読み書きの権利であり、問い続け、深く考える権利であり、想像し、創造する権利であり、自分自身の世界を読みとり、歴史をつづる権利であり、あらゆる教育の手だてを得る権利であり、個人的・集団的力量を発達させる権利である」とする。また日本が1994年に批准し翌年発効した「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」（1989年採択、1990年発効）、とくに第29条なども重要である。教員は、日本国憲法や条約に基づき、学習権宣言を参考指針のひとつとして、子どもの「学習権」を実現するという重要な役割を担うのである。

次に、第二次大戦後の教育学において、日本国憲法と教員との関わりでとくに重要視されてきた問題を指摘しておこう。教員の教育の自由という論点である。換言すれば、教育内容を決定する自由は教員にあるのかという問題である。このいわゆる「教育権論争」のリーディングケースは先にも触れた旭川学力テスト事件であり、最高裁は概要、次のように判示した。教育の自由については、各自にそれぞれの自由が認められる。保護者には子どもへの教育の自由があるだろう。教員もそれぞれ創意工夫を凝らして教育をする自由があるはずだ。そして政府もまた教育制度をつくり教育の機会均等などを維持する必要があるうえに、国民全体の意思を組織的に決定し実現するため、必要かつ相当と認められる範囲において教育内容を決定する権能をもつ。それぞれに自由・権能があり責任があるのである。そう理解すれば、教員の教育の自由

⁵ このため子どもの保護者には「その保護する子女に普通教育を受けさせる義務」が課せられる（日本国憲法第26条2項）。

⁶ 安西文雄・巻美矢紀・宍戸常寿『憲法学読本 第3版』有斐閣、2018年、221頁以下の簡潔な整理を参照。また志田・前掲書、藤井俊夫『学校と法』成文堂、2007年など。

⁷ 参照、藤田秀雄『ユネスコ学習権宣言と基本的人権』教育史料出版会、2001年。

は完全な自由裁量ではありえず、子どもに対してはむしろ重い責任であり⁸、政府に対しては一定の自由裁量権であるという見解（いわゆる併存説）が有力化することになった⁹。

日本国憲法と教員との関わりはこれに尽きない。「子どもと真剣にかかわろうとすればするほど、人権侵害ギリギリという世界に踏み込んでいくことになってしまうのが、教師という職務の特徴¹⁰」だという指摘は重要である。いじめ、体罰、校則、個人情報扱いなど学校現場における人権問題は多様であり、これからますます多様化することが予想される。教員は子どもの人権の保護者としての役割をも担わなければならない。

4. 労働法からみた教員

教員は労働者であり、労働基準法や労働組合法、男女雇用機会均等法などの労働法にもとづく諸権利をもつ。しかし先述したように、公立学校の教員は地方公務員（一般職）であり地方公務員法の適用を受けると同時に、教育公務員特例法に規律され、教育公務員となる。地方公務員法は先に触れた服務義務だけでなく、勤労条件、分限および懲戒などを規定している。それに加えて重要なことは、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（いわゆる給特法）が適用され、時間外勤務手当や休日勤務手当を支給しない代わりに、給料月額4%分の教職調整額のみが支給されるということである（給特法第3条）。これにより残業代などは支給されない。この法の適用対象は公立学校のみなのだが、私立学校でもこれに準じる場合が散見される。近年、教員の多忙ぶりが次第に周知されてくるにつれ、給特法への批判が強まっている。しかし教員間でもこの法律に対する評価には違いがあり、議論は必ずしも高まっていはいないようである。

⁸ 戦後教育法学を牽引した兼子仁の教育法学を対象に、それが国家（政府）権力への対抗に一面的に傾斜したため「学校における教師の教育独占」を容認する傾向をもち、子どもや保護者の権利を軽視していること、その偏りの原因は伝統的行政法学から引き継がれた種々のバイアスにあることを指摘した興味ぶかい論文として、村山史代「兼子教育法学における法秩序構造：公法・私法・特殊法」、森田尚人・藤田英典・黒崎勲・片桐芳雄・佐藤学編『教育学年報2 学校＝規範と文化』世織書房、1993年を参照。

⁹ 志田、前掲書、154頁など。

¹⁰ 西原博史・斎藤一久編『教職課程のための憲法入門』弘文堂、2016年、6頁。

5. おわりに

本稿は、ごく概略的にはあるが、教育に関する法を三つに分け、それぞれにおいて教員がどのような位置づけを与えられているかを概観した。まず、教育基本法・学校教育法などの膨大な教育法規によって、教員は学校という組織の一員として、規定されたそれぞれの職務に従事することが求められる。次に日本国憲法や子どもの権利条約などによって、学習権をはじめとする子どもの人権の保護者・実現者となることを求められる。そして労働法によって一定の保護を受けるが、しかし教育公務員の特殊性ゆえの権利の制限を受ける。これから教員になろうとする者は、最低限、法における教員のこの三つの位置づけを理解し、それぞれの位置においてどのように仕事をするかを考える機会をもつべきだろう。教員養成課程においてこの機会をどのようにつくっていくべきか、さらに検討されなければならない。

執筆者紹介（執筆順）

萩野 元彦	教職課程センター非常勤講師、 前宮城県古川工業高等学校校長
片山 文雄	教職課程センター准教授
中島 夏子	教職課程センター准教授
鈴木 伸一	元宮城県村田高等学校校長
渡邊 幸雄	教職課程センター教授

平成 30 年度教職課程センター活動実績

4月	13日 13日 16日 16日	教育実習事前指導（3年次） 教職オリエンテーション（LD学部1年次） 教職オリエンテーション（工学部1年次） 教育実習事前指導（4年次）
5月		教育実習（4年次）（～10月）
6月	15日 22日	公立 教員採用試験 一次対策指導（～7月） 教員養成審議会 「教員になるためには」セミナー
7月		
8月	7日～10日 21日～22日	教員免許状更新講習 平成30年度高等学校工業教育技術研修会
9月		公立高校 教員採用試験 二次対策（面接、論作文）指導
10月	中旬 19日	教育実習（4年次） 仙台市立工業高校 「一日実習」（2年次）
11月	1日 29日	宮城県立聴覚支援学校 「一日実習」（4年次） 教員養成審議会
12月	6日 12日 13日 14日 21日	宮城県教員採用説明会（学内） 仙台城南高校 「一日実習」（3年次） 秋田県教員採用説明会（学内） 仙台市教員採用説明会（学内） 教員採用試験対策セミナー
1月		「再課程認定」認定通知 「教職のためのポートフォリオ」作成
2月		
3月		



【教員免許状更新講習】 8月7日～10日



【仙台城南高等学校「一日実習」(3年次)】
12月12日



情報通信工学科の私は、今回の研修で行ったような電子工作を行う機会がなかったので、組み立てや、はんだ付けでとても苦労しました。高校の先生方の作業をスムーズに進めていく姿を拝見し、工業という科目を生徒に長年教えているのとは理解のスピードや手際に大きな差を感じました。また、自分が学科で学んだ知識は工業という科目のほんの一部なのだと実感しました。この様な、不足した部分や、新しい知識をつける場として研修会はとても貴重な場だと感じました。そして、今回参加させていただいてとても貴重で有意義な時間を過ごすことができ、感謝いたします。

(情報通信工学科4年 鈴木 香里)

【高等学校工業教育技術研修会】 8月21日～22日



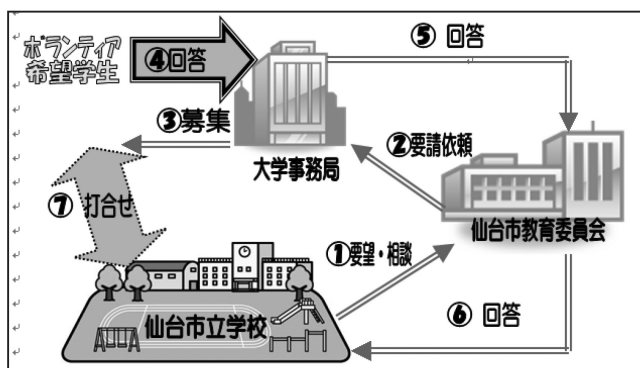
【仙台市立工業高校「一日実習」(2年次)】
10月19日



【宮城県立聴覚支援学校「一日実習」(4年次)】
11月1日

平成 30 年度学生サポートスタッフ活動報告

本学は平成 29 年度より仙台市教育委員会と協定を結び、仙台市内の小・中学校に学生をサポートスタッフとして派遣する事業を開始しました。主な活動内容は、学校での教科指導の補助や特別な支援を必要とする児童・生徒への支援です。この事業は東北工業大学だけではなく、仙台近郊の 11 大学が参加しているもので、下図のように学校と学生サポートスタッフとのマッチングが行われています（仙台市教育委員会平成 30 年度用「学生サポートスタッフ研修会」資料より）。本学では教務学生課が窓口となり、登録をした学生に対してメールで学校からの依頼内容の送信を行い、参加を希望する学生は、その旨をメールにて返信することになっています。教職課程センターは、この事業が教職課程を履修する学生には非常に有益であると考え、この事業の運営の協力組織として、登録をする学生への研修等に協力をしています。



平成 30 年度は、教職課程を履修する 5 名の学生が活動を行いました。その学生に対して、平成 31 年 1 月 24 日に仙台市教育委員会からの感謝状が贈呈されました。下記にその活動報告書を掲載します。



工学部・情報通信工学科3年 白鳥岳
実施校・学年：仙台市立長町中学校・1学年

私は木曜日9:30～11:45と金曜日13:00～15:30の時間帯で1年生の学習補助、特定のクラス（特定の生徒）の見守りそして勉強や先生の話聞くことが苦手な生徒の補助を主な仕事内容としていました。

私がボランティアに勤めた期間は猛暑の夏で、最上階に教室がある1年生の学習環境は酷なもので、生徒たちの集中力が暑さで欠けていた時がありました。もちろん生徒のみならず先生も汗を垂らしながらの授業で大変な状況でしたが、そのような状況下だからこそ生徒の授業態度に一喝する先生がいらっしゃいました。その指導から生徒達に緊張感が生まれ、授業に集中できる環境へと変わったことを覚えています。以前の私が持っていたイメージは授業中に騒がしい態度をとる生徒がいたら注意するなどという「他の人に迷惑な行為は注意する」を指導だと思っていましたが、授業に集中する環境を整えるための指導があることを学びました。

また、中学校が夏休みに入った時に「さきがけ教室」という教室を開放し、夏休みの宿題の手伝いを行いました。ある日の私がいた時間帯では男子1人女子3人の計4人が訪れ、その中で私は数学が苦手だった男子生徒と1対1で宿題に取り組みました。塾の講師や学校の教員の立場であれば、解き方や教え方に統一感があり教える側としてはやりやすい利点がありますが、今回はボランティアの立場上、指導には細心の注意を払いました。初めはどのように教えていけばいいか、どのように声をかければいいのか状況を見ながら試行錯誤していました。ある問題を解いていて彼が少し変わった解き方をしたので、「学校ではそう習ったの?」と聞いたところ、彼は「習ってないです。でもこれでも解けます。」と言いました。形式的な解き方に習い、嫌々数学に取り組むよりも自分なりに考えて答えを導くその彼の姿をみて、その時は彼と答えを確認し、数学の楽しさを分かち合いました。数学は解き方が様々あるため、たとえ解き方が教科書やテキストと異なっても、相手の考えを否定しないことが大切であり、この意識が子供たちの興味や学習意欲を膨らませるのだと思いました。

今回のボランティアで得られたことはこの場にすべては書ききれず他にもありますが、そのどれもが貴重でとても勉強になる体験をさせていただきました。お忙しい中、対応してくださった中学校の先生方には感謝申し上げます。

工学部・情報通信工学科3年 照屋 快翔
実施校：仙台市立幸町小学校

11月中旬から1月末まで、仙台市立幸町小学校にて授業補助として毎週1回、活動させていただきました。主に3年生から6年生の算数の授業に入らせていただき、問題が分からず困っている児童にアドバイスをするといった内容でした。算数以外にも、図工や体育などの授業にも参加させていただきました。

高校の教員免許の取得を目指していますが、小学校という高校とはまた違った教育の場を実際に見ることで、教え方や対応の違いを改めて知ることができました。

工学部・情報通信工学科3年 菅野雅人
実施校：仙台市立幸町小学校

11月から2月の毎週木曜日の9時30分から12時55分まで、3年生の算数、図工、体育と5、6年生の算数等の授業補助を行いました。6年生の算数の時間に、しっかりとノートを取っているか、また演習の時間にわからない箇所があれば指導することもありました。また、生徒が解いた問題に対し、丸つけをする時間もありました。5年生では、6年生と同じ活動に加え、少人数教室で、学校を欠席し、勉強のペースが遅れている生徒と、1対1で授業することもありました。3年生に関しては、算数の時間で、勉強が苦手な生徒の補助がメインでした。図工の時間では、作品作りに遅れが出ている生徒の補助が主な活動でした。体育の時間では、跳び箱で、怪我をしないように、生徒のことを見回す時間が多かったです。

私たちは活動初期から、給食を頂いていました。なかなか大人になり、食べる機会がなかったので、なんだか新鮮でした。色々な生徒、色々な先生方に出会い、話したことはとても刺激的で、普通のボランティアでは味わえないものばかりでした。生徒たちもとても元気で、すぐに慣れてくれて、私たち自身も毎週楽しく活動させてもらいました。

工学部・電気電子工学科2年 日名晴輝
実施校：仙台市立荒巻小学校

私が今回の活動に参加するにあたって一番の目標としていたのは、子どもたちとコミュニケーションをしっかりと取り、考えている思考や感情をいち早く読み取ることによって信頼関係を築くことでした。最初は私自身、緊張気味でいつも私のところに寄ってきてくれる子と話をしていることが多かったのですが、日数が経つにつれ、それまであまり話をしなかった子ともよく話をするようになりました。やはり、休み時間が一番子どもたちも親しみをもって話ができるので、普段は見えなかった、知らなかったことを知る良い機会になりました。学習時間だけでなく、様々な場面で生徒と関わることで、児童理解を深めることができました。

学習時間では生徒達が設問に対してわからない部分の足場かけを行いました。生徒の既存の知識を使って説明しなければならないので、生徒が理解するまでのプロセスを伝える大変さが実感できました。学習の補助ではありましたが、生徒と関わることの楽しさ、生徒に教えることのやりがいを感じました。より教師になりたい気持ちが強くなったので、これからも教師になるため日々努力していきたいと思います。

LD学部・経営コミュニケーション学科2年 鈴木環緒
実施校：仙台市立荒巻小学校

9月4日には3年生の体育（プール）授業補助と5、6年生の特別活動の講演会への参加をしました。9月13日には、2年生の学習補助（図工）、数学のテスト監督、体力テストの測定を行いました。そして、9月14日には、2年生の学習補助（算数）と学習発表会に向けての音楽練習の指導を行いました。

東北工業大学教職課程センター運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東北工業大学組織規程第2条に定める教職課程センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、東北工業大学（以下「本学」という。）における教職課程及び教員養成に関わる業務を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するために、次の業務を行う。

- (1) 教職課程に関する企画・運営
- (2) 教員養成に関する調査・研究
- (3) 教員免許状更新講習の実施に関わる業務
- (4) 学校・教育委員会等との連携に関わる業務
- (5) その他、センターの目的達成に必要な業務

(構成員)

第4条 センターは、次の者で構成される。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 教員
- (4) その他、センター長が必要と認める者

(センター長及び副センター長)

第5条 センターに、センター長を置く。

2 センター長は、教育研究担当副学長が担当し、センターの目的を遂行するため、これを総括し、その管理運営にあたる。

3 副センター長は、センター所属教員が担当し、センター長を補佐する。

(会議)

第6条 センターの管理運営について審議するため、センター構成員による教職課程センター会議（以下「会議」という。）を行う。

2 会議は、センター長が必要により召集し、その議長となる。

3 センター長が必要と認めたときは、第1項以外の者を会議に出席させることができる。

(委員会)

第7条 教職課程に係る全学的な事項について審議するため、教員養成審議委員会を置く。

2 委員会に関する事項は、別に定める。

(事務)

第8条 センターに関する事務は、教職課程センター事務室が処理する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日より施行する。

東北工業大学教職課程センター「教職研究紀要」刊行規程

平成 28 年 3 月 20 日

東北工業大学教職課程センター

- 1 東北工業大学教職課程センターは、『東北工業大学 教職研究紀要』（以下、『教職研究紀要』）を刊行する。
- 2 『教職研究紀要』の編集は、教職課程センター編集委員会が行う。
- 3 『教職研究紀要』は、研究論文、研究ノート、実践記録、書評などから構成される。
- 4 『教職研究紀要』に掲載される内容は、次のとおりとする。
 - （1）原則として教職教育に関するものとする。
 - （2）研究論文等は、未発表のものに限る。
- 5 機関紙の発行時期は、原則として年度末とする。
- 6 この要領に関する事務は、教職課程センター事務室において行う。
- 7 この要領の改廃は、教職課程センター編集委員会で決定する。

東北工業大学教職研究紀要

第 4 号

発行日 2019 年 3 月 31 日

発 行 東北工業大学教職課程センター
宮城県仙台市太白区八木山香澄町 35-1
Tel 022-305-3700

印 刷 株式会社 郵辨社

TOHOKU INSTITUTE OF TECHNOLOGY TEACHER EDUCATION CENTER RESEARCH BULLETIN

Vol. 4
March 2019

Contents

Research Article

- On a New Course “Introduction to Industry” :
Its Backgrounds, Aims and Contents
..... HAGINO Motohiko and KATAYAMA Fumio..... 1
- How We Teach “Teaching Methods” Using ICT in the
Teacher Education Course
..... HAGINO Motohiko and NAKAJIMA Natsuko..... 5
- Improvement of Quality in Industry Education (at Technical High School)
..... HAGINO Motohiko and SUZUKI Shin-ichi.....11
- Changes in Student Attitudes toward Physical Punishment
..... WATANABE Yukio.....17
- Suggestions on Law Studies in Teacher Education Course (1) :
Three Roles of the Teacher according to the Japanese Law System
..... KATAYAMA Fumio.....27

Teacher Education Center
TOHOKU INSTITUTE OF TECHNOLOGY

35-1, Yagiyama Kasumi-cho, Taihaku-ku, Sendai,
982-8577, Japan